

**郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第1回）
議事概要**

1 日時：令和3年11月8日（月）13:00～15:05

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

・構成員

中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、翼構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

・オブザーバー、その他

日本郵政株式会社 大角DX推進室長

日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長、

小谷情報管理・マネーローンダーリング対策室長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官

内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

日本弁護士連合会 富田隆司弁護士会照会制度委員会副委員長

佐藤三郎弁護士会照会制度委員会委員

諸橋奈津子法制部法制第一課

・総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長

情報流通行政局情報通信作品振興課 豊重課長補佐

情報流通行政局郵政行政部 今川郵政行政部長、高田企画課長、

寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

- (1) 事務局 説明 「開催要綱」、「検討アジェンダ」、「検討スケジュール」
- (2) 日本弁護士連合会 説明 「弁護士会照会制度の概要」
- (3) 個人情報保護委員会事務局 説明 「令和2年・3年改正個人情報保護法について」
- (4) 消費者行政第二課 説明 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの検討状況について」
- (5) 情報通信作品振興課 説明 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインについて」
- (6) 日本郵便 説明 「日本郵便株式会社における改正個人情報保護法施行に向けた対応」
- (7) 意見交換

5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- 日本弁護士連合会から、裁判所などは、転居届は通信や信書そのものではなく、

個々の郵便物とは別個のものであること、転居届情報が報告されても、個々の信書の内容が推知されるものではないことから、郵便法第8条第1項の「信書の秘密」には当たらないと判示しているとの説明があり、弁護士会照会制度は公法上の重要な役割を担っており、郵便法第8条第2項の「郵便物に関して知り得た秘密」に係る守秘義務を負っていることをもって、報告を拒絶する正当な事由があるとは判断できないこと、報告を拒絶する正当な理由があるか否かについては、報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲になる利益の比較衡量によって決せられるべきとの意見が表明された。

- 日本弁護士連合会から、弁護士会照会についての全体の拒否率は3%程度であるところ、郵便関係の拒否率は44%強となっていること、転居届に係る情報の弁護士会照会については、郵便分野ガイドラインの解説で例示している空き家等の事案以外の照会には一律に回答がなされていないが、同解説では、郵便法第8条第2項に該当する情報については、比較衡量の結果、第三者提供が可能になることが明記されており、開示がなされしかるべきとの意見が表明された。
- 弁護士会照会に対する回答をする、拒否するとの判断をするに当たっては、現場のレベルで比較衡量は困難であるので、郵便分野ガイドラインの解説等において整理をして示す必要があるのではないか。
- 弁護士会照会に対し、郵便の転居届情報の提供が一律に拒否されている理由について、郵便法第8条第1項および第2項の条文の書き方に照らして具体的に説明できるかが問題である。
- 電気通信事業法第4条は、第1項も第2項も通信に係る秘密ということで対象が同じように見えるが、郵便法第8条は、第1項は信書の秘密であるのに対して、第2項は郵便物に関する秘密となっている。
- 電気通信事業法第4条第1項は通信の秘密、第2項は通信を媒介する等の業務を遂行するなかで知り得たものも含めるという考え方もあると思われるの、そのように考えると郵便法第8条の解釈に当たってパラレルに考えてその通信の説明を郵便に及ぼすことも不可能ではないと思われる。
- 電気通信事業法第4条の1項も2項も対象としているものは通信の秘密に關係するものである。そのため電気通信事業ガイドラインに基づき、通信の秘密と關係がない契約者情報、加入者情報のようなものについては、適切な手続きで弁護士会照会をいただいた場合、必要な場合には開示されうる位置づけと認識している。
- 郵便物のあて名情報、国際郵便物のあて名情報、配達原簿情報（配達総合情報システム）について、個人情報をどう取得し、何を個人情報データベース等として保存し、どう利用しているか等、取扱いの現状や個人情報保護法が求める各種義務規定への対応等について、次回のWGにて整理の上説明してほしい。

- 個人情報保護制度が大きく動いている中で、通信分野、放送分野の動向を見ながら連携して議論を進める必要がある。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

データの取扱いWG（第2回）

議事概要

1 日時：令和3年11月29日（月）13:00～15:00

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

- ・構成員

中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、翼構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

- ・オブザーバー、その他

日本郵政株式会社 大角DX推進室長

日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長

戸田経営企画部調査室長

小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長

西嶋オペレーション改革部長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官

内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

- ・総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長

情報流通常行政局郵政行政部 今川郵政行政部長、高田企画課長、

寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

- (1) 青森県階上町 説明 「国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供について」
- (2) 兵庫県加古川市 説明 「加古川市における郵便データ利活用の取り組みについて」
- (3) 事務局 説明 「郵便法における「信書の秘密」と「郵便物に関して知り得た他人の秘密」等について」
- (4) 事務局 説明 「改正個人情報保護法を踏まえた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン改正の骨子（案）」

5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- 青森県階上町から、階上町等24団体による地方分権改革提案事項の説明があった。具体的には、住民票の異動手続きを行わず転居した税の滞納者等の居住先を特定するため、国税徴収法第146条の2または地方税法第20条の11に基づく転居情報の照会を日本郵便に対して行ったところ、郵便法第8条の規定により一律に回答不可との対応がなされ、階上町をはじめ多くの市町村で滞納整理事務に支

- 障が生じているとの説明があった。
- 青森県階上町から、転居届に係る情報については、名古屋高裁の判決において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居所に関する情報であって、憲法第 21 条の「通信の秘密」や郵便法第 8 条第 1 項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないと判断されており、憲法により国民に義務づけられている納税義務を果たし、公平性を確保するため、日本郵便が国税徴収法第 146 条の 2 または地方税法第 20 条の 11 に基づく協力を要請された場合に、転居届に係る情報を提供することが可能となるように、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において明確化するべきとの意見が表明された。
 - 兵庫県加古川市から、地域の見守りのために配布した BLE タグ（ビーコン）を検知する機器を市の公用車のほか郵便車両・バイクにも搭載する実証を実施した旨の説明があった。市の公用車で BLE タグを検知できた場所は、市役所周辺、駅周辺など限られたのに対し、郵便車両・バイクで BLE タグを検知できた場所は、市域の広範囲かつ細かい道にも及んでいるため、市域をくまなく走る郵便車両・バイクのプローブデータを活用して、振動情報等を分析し、道路の維持補修に利用したいとの提案があった。さらに今後の連携可能性として、地域の見守り活動、道路損傷・不法投棄の情報提供、土砂災害発生時の居住実態、災害時にどの道路が通れるかを把握するためのプローブデータの利活用等について提案があった。
 - プローブデータの提供等については、情報が詳細になれば、郵便配達の有無等が明らかになる場合があると思う反面、システム設計やビジネス設計の方法によつては、郵便法第 8 条等に抵触しない形で、道路の維持管理や防災への活用が実現可能なのではないか。
 - 事務局から、①「信書の秘密」の保護対象となる情報（郵便法第 8 条第 1 項）、②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の保護対象となる情報（郵便法第 8 条第 2 項）③個々の信書の送達には関連しない個人情報（契約者情報、料金支払状況等郵便法第 8 条の保護の対象外であるが個人情報保護法の保護対象となる情報）の 3 つの類型について、現行の「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において、それぞれどのように記述しているか等について説明があった。
 - 郵便法第 8 条は、信書の内容および存在に関する秘密を保護することが中核にあって、それを推知されないために信書に限らず郵便物に関する他人の秘密を保護するという構造と理解。
 - 現行の郵便分野ガイドラインでは、転居届に係る情報は、②「郵便物に関する他人の秘密」であって、比較衡量の結果、提供する利益が秘密を守る利益を上回る

場合に提供可能と整理されているが、提供の可否を比較衡量により判断する必要があることから、事業者は判断に窮し、照会者側も提供をなかなか受けられず困るだろう。むしろ、転居届に係る情報は、②「郵便物に関する他人の秘密」ではなく、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」として、郵便法第8条の保護の対象外であるが個人情報保護法によって保護されるもの（個人情報保護法が定める例外事由に該当する場合は提供可能）と整理できるのではないか。

- 信書の秘密、通信の秘密は、特定の個々の通信との紐付きとの関係を考慮すべきであり、転居届に係る情報の場合分けが発生するのではないか。個別の郵便物が転送されたときに、その転送先を照会された場合は、②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当し、一般論として出されている転居届情報を照会された場合は、個別の郵便物とは関連性がないので、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」に該当するものと考える。
- 郵便法第8条第2項の②「郵便物に関して知り得た秘密」の「郵便物」は、抽象的な郵便物ではなく、「ある（特定の）郵便物」に関して知り得た秘密を意味するものと条文解釈できる。このため、抽象的に郵便に使われるだけの情報である転居情報は、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」ではないか。
- 電気通信では、弁護士会照会等に回答しているものとして、契約者の氏名、住所、移転先等のほか、旧電話番号から新電話番号に変った情報や電話転送設定情報も、契約者情報として個々の通信には関連しない個人情報、個人情報保護法の保護対象として取り扱っている。電気通信事業との平仄を考慮すれば、転居届に従って別の住所に配達したという情報は②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」だが、転居届情報自体は、普通の契約者情報と同じ扱い（③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」）でよい。
- 一方で、郵便法第8条第1項は個々の信書の秘密、第2項は、業務上の秘密を守らなければならないという趣旨から、全般的な信書の秘密と個々の郵便物の秘密、全般的な郵便物の秘密という解釈もありえるのではないか。
- 転居届に係る情報の取扱いについては、ストーカーやDV被害などへの対応についても議論が必要。
- 郵便法の規定の解釈に関して、民営化前と民営化された現在との間で、乖離が起きている可能性があり、民営化された現状に即して、郵便法の観点から守るべきデータと、広く民間企業一般が対象となる個人情報保護法の観点から守るべきデータに整理する必要がある。
- 万国郵便条約には、信書の秘密に関する規定はなく、同条約の第10条において、利用者の個人情報は、それぞれの国において適用される国内法令に従って取り扱うことが定められている。諸外国において、郵便事業に係る個人情報が、どのよ

うな場合に公的機関等へ提供されているのか分かれば、参考になるのではないか。

- 事務局から、個人情報保護法の令和2年及び令和3年改正を踏まえた「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正の骨子案について説明があった。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

データの取扱いWG（第3回）

議事概要

1 日時：令和3年12月15日（水）15:00～17:00

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

・構成員

中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、翼構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

・オブザーバー

日本郵政株式会社 大角 DX推進室長

日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長

戸田経営企画部調査室長

小谷情報管理・マネーローンダーリング対策室長

西嶋オペレーション改革部長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官

内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

・総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長

情報流通常行政局郵政行政部 高田企画課長、寺村信書便事業課長、

松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

- (1) 事務局 説明 「郵便法第8条の趣旨の明確化の観点から行うGL解説の改正骨子案について」
- (2) 日本郵便 説明 「郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について」
- (3) 意見交換

5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- 事務局より、前回のWGでの議論を踏まえ、転居届に係る情報を、個々の郵便物の送達に関連する場合と、個々の郵便物の送達に関連しない場合とに分けて、郵便法第8条第2項（郵便物に関して知り得た他人の秘密の守秘義務）の適用の有無を決めるとする案（以下「本案」という。）に基づき、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（以下、「郵便分野ガイドラインの解説」という。）を改正する際の骨子案について説明があった。
- 現行の郵便分野ガイドラインの解説では、違法性阻却事由とは、「利用者の同意が

ある場合のほか、裁判官の発付した令状に従う場合、緊急避難の要件に該当する場合等を指す」としているが、明確化のため「正当業務行為」を追記した上で、それを根拠に宛先の情報を取り扱っている旨を解説に明記するべきではないか。

- 本案は、個々の郵便物の送達に関連する場合は、郵便法第8条第2項の適用があり、個々の郵便物の送達に関連しない場合は、同条同項の適用がなく個人情報保護法による規律とするということでわかりやすいが、電気通信事業法第4条第2項と異なる整理。電気通信事業法第4条第2項は個々の通信に関連しないものも含んでいる。
- 本案に関しては、電気通信の場合と郵便の場合をどこまでパラレルに平仄を整えていくべきかが論点。ただ、郵便法第8条は第1項が「信書」の秘密、第2項が「郵便物」の秘密と、1項と2項で対象が違っており、電気通信事業法とは異なる側面がある。基本的に別の法律だというところから議論するという考え方もある。
- 信書という概念と郵便物という概念は、次元の違う概念で、信書は通信の内容に着目したものであるが、郵便物は日本郵便が引き受けて配達するものであり、外形に着目した概念。第2項で郵便物に括げているのは、例えば特定の宛先に信書もカタログも送っているというときに、カタログの送達の時間、送付先が漏れれば、信書の送達の時間、送付先も割れてしまいかねない、そういうことがあるので第2項で郵便物に括げているのではないか。
- 郵便法第8条全体が憲法第21条第2項の規定を受けて定められていると読めるよう書きぶりを検討するべき。
- 「地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請として徴税吏員からの求めに対応する場合」及び「空家等の所有者又は管理者の転居情報について地方自治体からの照会に対応する場合」は、郵便分野ガイドラインの解説の第三者提供の制限における例外のうち、「法令に基づいて個人データを提供する場合」の事例部分に追記して良いのではないか。
- 「法令に基づいて個人データの第三者提供を行う場合」について、どのようなケースが該当するかは、法令所管省庁や個人情報保護委員会による協議が必要であるため、地方税や空家の事例を郵便分野ガイドラインの解説に明記する場合には、所管省庁を巻き込んだ対応を行う必要がある。
- 個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報を郵便法第8条第2項の守秘義務の外に置いてしまうと、通常の個人情報保護法に基づいて提供していくことになるが、やはり、郵便法第8条第2項の中に置いて、利益衡量した上で提供の可否を決めた方が、丁寧でよいのではないか。
- 転居届に係る情報は全て「郵便物に関する知り得た他人の秘密」の保護対象とな

る情報に含める整理とした上で、個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報は、法令に基づく場合など比較衡量の結果提供できる場合を郵便分野ガイドラインの解説に列挙していく形でもよいのではないか。

- 宅配事業者も転送サービスを行っており、宅配事業者の持つ一般転居情報は個人情報保護法で規律される一方で、日本郵便の持つ一般転居情報は個人情報保護法の規律に加えて郵便法第8条の規律がかかるということには違和感があり、本案の方が整理がすっきりする。
- 郵便法第8条の趣旨の明確化の観点から行う郵便分野ガイドラインの解説の見直しについては、本WGで引き続き検討することとする。
- 日本郵便より、郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について説明があった。郵便局では、郵便物や荷物の配達に必須の情報をデータベース化しており、これらのデータは個人データに該当する。このシステムで保有するデータは、区分機や手作業により郵便物を配達順に並べる際や郵便物の転送処理を行う際に活用している。個人情報の利用目的はホームページにおいて公表し、転居届及び居住者カード等にも利用目的を記載している。
- どの情報がどの業務にどの利用目的で使われているのかが利用者に対して分かりやすく示されるよう、令和4年4月の改正個人情報保護法の施行に合わせて、日本郵便のホームページにおいて公表されている利用目的についての記載を見直す必要がある。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第4回）
議事概要

1 日時：令和4年1月11日（火）10:00～12:00

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

・構成員

中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

・オブザーバー

日本郵政株式会社 大角 DX推進室長

日本郵便株式会社 根岸常務

斎藤郵便・物流事業企画部長

戸田経営企画部調査室長

小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長

西嶋オペレーション改革部長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官

内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

・総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長

情報流通行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、

寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

- (1) 日本郵便 説明 「業務外活動におけるお客さま情報の利用に係る調査状況」
- (2) 事務局 説明 「公的機関等への情報提供の可否に関する検討の進捗状況」
- (3) 事務局 説明 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正（案）について」
- (4) 今後の議論について
- (5) 意見交換

5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- 日本郵便より、年末年始ごあいさつ用カレンダーの配布問題に関して行われた、業務外活動における顧客情報の利用に係る調査状況について、12月22日の報道発表資料の内容に基づいて報告があった。業務を通じて得た顧客情報の不適正利用について、調査結果及び今後の対応について第2回検討会にて報告することになった。
- 事務局より、1月25日開催の第2回親会に向けたデータの取扱いWGとしての

報告案（「公的機関等への情報提供の可否に関する検討の進捗状況」）について説明があった。

- 電気通信事業法との関係については、それぞれの法分野として独立して議論をした上でガイドラインにはそれぞれの記載をする方向で進めていくという考え方もある。
- 転居届に係る情報について、弁護士会照会は検査関係事項照会と条文構造が似ていることもあり、検査関係事項照会への対応状況と平仄を揃えるべきではないか。
- 検査関係事項照会や国税徴収法第146条の2または地方税法第20条の11に基づく照会等公的なものは目的外利用をしない前提であれば第三者への提供を原則可能としてよいと考えられるが、弁護士会照会はDV・ストーカー被害等に対応する観点から慎重に考えるべきである。
- 過去に弁護士会照会で前科を照会し、自治体が回答してしまう事件があったが、個人情報保護法上の違法性とプライバシーの侵害は切り分けて議論すべきである。
- 明確な基準やルールを作ったとしても、郵便局の現場で提供可否を判断することは困難であるため、本社組織等1か所で判断できる体制を整えるべき。
- 郵便局から自治体に照会をかけ、DV被害等による住民票の閲覧制限の対象となっているか否かの確認ができるよう、自治体と調整することも検討できるのではないか。また、弁護士会がDV・ストーカー被害がないことを審査時に確認する、難しい判断が迫られる場合は基本的には提供しない方向にするといったことをガイドラインに記載することも考えられる。
- 事務局より、改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説の改正案の概要について説明があった。
- 個人情報保護法の解説から転記している部分等について、郵便事業に關係するものか否かを整理した上で記載ぶりを検討し、郵便事業に従事する方にとって分かりやすい解説にしていく必要がある。
- 今回の改正は、個人情報保護法改正部分について機械的に反映したものであり、検討会での意見を踏まえた実際の取扱いの変更に関わるような改正については、引き続き本WGで議論していく。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

データの取扱いWG（第5回）

議事概要

- 1 日時：令和4年3月29日（木）15:00～17:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
 - 中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、翼構成員
 - 谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・オブザーバー
 - 日本郵政株式会社 大角 DX推進室長
 - 日本郵便株式会社 戸田経営企画部調査室長
 - 小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
 - 西嶋オペレーション改革部長
 - 五味郵便・物流事業企画部部長
 - 鈴木郵便・物流業務統括部集配企画室長
 - 個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
 - 内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・日本弁護士連合会 富田隆司弁護士会照会制度委員会副委員長
 - 佐藤三郎弁護士会照会制度委員会委員
 - 加藤文人弁護士会照会制度委員会委員
 - 諸橋奈津子法制部法制第一課
 - ・総務省
 - 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
 - 情報流通常行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

- (1) これまでの議論について
- (2) 事務局 説明 「郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る情報の提供が可能な事例の検討」
- (3) 事務局 説明 「地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点」
- (4) 意見交換

5 議事

- 議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
- 事務局より、これまでのデータの取扱いWG及びデータ活用推進WGの議論について説明があった。

- 事務局より、郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る情報の提供が可能な事例の検討について説明があった。転居届に係る情報等は郵便法第8条第2項に属することを維持しつつ、郵便物に関して知り得た他人の秘密について、情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められるため情報提供が可能な事例として、新たに、大規模災害や事故等の緊急時の被災者情報等の提供、税の滞納整理事務に協力する場合及び弁護士会照会における転居届に係る情報の照会を郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説(以下「ガイドライン解説」)に追記していく方向で検討する。なお、弁護士会照会については、DV・ストーカー被害等防止の観点から、これまでのWGにおいて、「照会の目的が適正かどうか(DV・ストーカー被害等のおそれがないか)を審査するよう弁護士会に求めるという方法もあるのではないか」と提起されているところ、DV・ストーカー被害等のおそれがない訴えであることを担保する文言をガイドライン解説に記載することを検討する。
- 日本弁護士連合会より、弁護士会照会における転居届に係る情報の提供の検討について以下のとおり意見が表明された。
 - ・弁護士会照会に対しては、電話会社、電力会社、水道局、不動産会社等多数の照会先から回答をいただいており、これまでDV・ストーカー等の問題が起こったことはないと認識している。DV・ストーカー等の問題になりそうな案件は、弁護士会の方で厳しく審査をしている。
 - ・弁護士会照会の照会申出書に記載する照会理由を見ると、破産管財人、相続財産管理人、企業が申出依頼者であり、DV・ストーカー等の心配は極めて少ないケースも多い。個人が申出依頼者であって危険性が少しでも感じられた場合は、弁護士会が申出会員に詳細を確認し、更にリスクを小さくするようにしている。
 - ・例えば、判決を得て強制執行を行なう事例では、判決を得るまでに至った者であればその債務者の情報、住所情報を教えることについて正当な利益があると判断して審査を通している。また、詐欺被害者が加害者に対する損害賠償請求を行なう事例のように、目的が明確に判明している者であればDV・ストーカー等の事案ではないと判断して審査を通している。
 - ・弁護士会照会が郵便局に届いた時点で弁護士会の審査は経ており、DV・ストーカー等のおそれがないということであるため、ガイドライン解説には「弁護士の照会申出を審査して照会することを適當と認めた上で」との記載で十分であり、日本郵便も履行しやすいのではないか。
- 構成員より、弁護士会照会における転居届に係る情報の提供の検討について以下のとおり意見が表明された。

- ・DV・ストーカーの問題が実態として起きていても、郵便に関して知り得た他人の秘密が守られるべきという国民の期待に鑑みて、比較衡量の結果それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められるときに第三者提供が可能としている。このため、弁護士会が DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない訴えであり適当と判断した者による照会に限り提供が可能であることをガイドライン解説に明記すべき。
 - ・弁護士会照会に対応しない場合の罰則がない中で、転居届に係る情報を比較衡量の結果出すためには、ガイドライン解説にどのような記載があれば日本郵便が情報提供する運用が可能になるか議論すべき。
 - ・転居届に係る情報提供は、住民票を異動できない状態で転居している者も対象に含まれ、非常にセンシティブである。ガイドライン解説の記載ぶりに関わらず、弁護士会により適切に審査が行なわれていることは理解するが、郵便局に出した転居届が弁護士会照会で安易に出されてしまうという印象を与えないために、DV・ストーカー等のおそれがないことをガイドライン解説でも文言ではっきりと示すことが重要である。
 - ・転居届に係る情報は、単なる住所情報とは異なり、確実に現在居住する場所が判明してしまうことから非常に重い情報である。DV 加害者が損害賠償請求の形を取って DV 被害者の住所を突き止めようとするケースもあるため、DV・ストーカー被害等に留意すべきという問題意識があることはガイドライン解説に明記することが望ましい。
 - ・税の滞納整理事務においては税務職員に情報が渡るのみであるが、弁護士会照会は弁護士が受任した事件に関して利用する制度であり、依頼者が訴訟を提起する際には相手方の氏名及び住所が必要となるため、制度上照会申請した弁護士から当該弁護士の依頼者に情報が渡る可能性があることから、懸念が表明されているものである。
 - ・現状、転居届に係る情報は郵便物に関して知り得た他人の秘密に含まれるという整理がなされているため、電気通信事業において個人情報と整理がされている個々の契約者の住所、氏名等とは位置づけが異なる。
 - ・憲法第 21 条の通信の秘密に由来する信書の秘密及び郵便物に関して知り得た他人の秘密は、個人のプライバシーという保護法益だけでなく、郵便制度そのものに対する信頼という保護法益を含んでおり、比較衡量において検討すべき利益として考慮すべきである。
- 事務局より、地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点について説明があった。郵便局データ活用ニーズへの対応の方向性として、①津々浦々走っている郵便車両・バイクや郵便局員のデータ収集能力に対して非常に期待が高いこと、

- ②地方部における空間情報のデータ収集・整備の業務受託については一定の需要が見込まれること、③道路の維持管理、空き家対策など、公的な分野においてその要請に応える取組を他に優先して取り組むべきこと、等が提示され、本WGにおいて日本郵便が、地方公共団体等から委託を受けて、地方部における空間情報のデータ取得等の調査業務を行うに当たって、留意すべき事項を検討する。
- 構成員より、地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点について以下のとおり意見が表明された。
- ・令和3年に改正された個人情報保護法第66条第2項第1号にて、安全管理措置に関して、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた民間事業者も行政機関等と同じ安全管理措置を講じなければならないとされている。日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて取得する個人情報については、散在情報も含めて、安全管理措置を講ずる必要がある。
 - ・本人関与の実効性確保の観点から委託元を明示することとしているが、オプトアウトの対応についても検討が必要ではないか。
 - ・日本郵便が委託を受けて空家の可能性のある建物の調査を行なう場合においては、個人情報保護法との関係では不適正な利用の禁止について、プライバシー保護との関係では委託元における目的の正当性・必要性についての考慮が必要ではないか。また、利用目的等明示の義務や委託先である日本郵便の監督義務が委託元である地方公共団体自身に生じる旨を強調すべき。
 - ・日本郵便が委託を受けてプローブデータやカメラ画像等の街路データを取得する調査業務を行なう場合について、私有地の撮影をするものではないということを明示するべきではないか。
 - ・日本郵便が委託を受けてプローブデータやカメラ画像等の街路データを取得する際は、どの地方公共団体等の委託を受けてデータを取得しているかを郵便車両に表示しなければならない旨をガイドライン解説に明確に記載するべきではないか。
 - ・受託調査業務を行なう場合は、受託業務にて取得した個人データを受託した事業者自身の目的では利用してはならないといった個人情報保護法におけるルールへの配慮が必要。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

データの取扱いWG（第6回）

議事概要

1 日時：令和4年4月19日（火）13:00～15:00

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

・構成員

中村主査、板倉構成員、今村構成員、巽構成員

谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

・オブザーバー

日本郵政株式会社 大角DX推進室長

日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長

上原経営企画部調査室長

小谷情報管理・マネーローンダーリング対策室長

西嶋オペレーション改革部長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官

内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

・総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長

情報流通常行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、

寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

(1) 事務局 説明 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正（案）

(2) 意見交換

5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- 事務局より、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説（以下、「ガイドライン解説」）の改正案について説明があった。
- 事務局より、弁護士会照会は、改正後のガイドライン解説における記載を踏まえて最終的に弁護士会と日本郵便の双方が適切に対応できるオペレーションを組むことができるかが重要、ガイドライン解説にDV・ストーカー等事案との関連が窺われない照会に限ることと記載をしつつ弁護士会照会の事例を追記することにより土台を作った上で、本検討会終了後も、実務的な運用方法については、総務省がコミットしつつ、日本弁護士連合会及び日本郵便で引き続き議論していく必要

があると説明があった。

- 日本郵便から、各弁護士会で、ばらばらな書式により照会されても適切な照会であるかの判断が難しいので、この後の実務的な協議の場で書式や文言の統一を御願いしていきたいと発言があった。
- ガイドライン解説における弁護士会照会の事例には、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適當と判断した旨について、「表示して」発出した照会に係る者に限ると明記すべき。
- 令和3年に改正された個人情報保護法の第66条第2項第1号（安全管理措置）に関して、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた民間事業者も行政機関等と同じ安全管理措置を講じなければならないとされている。令和5年4月1日以降は行政機関等に地方公共団体の機関が追加されるため、そのタイミングに合わせて、ガイドライン及びガイドライン解説も改正する必要がある。
- 配達原簿の位置づけについて問われ、事務局から、配達原簿は、担当区域に郵便物を配達するための住所・居所に係る情報であり、配達原簿は転居届に係る情報と居住確認のお知らせへの回答をもとに作成されていること、個々の信書の送達によって原簿がつくられているものではなく、配達原簿によって個々の信書の内容や個々の信書の存在の有無が推知されるものではないため、配達原簿は、郵便法第8条第1項の「信書の秘密」には該当せず、ガイドライン解説には転居届に係る情報と同様に、郵便法第8条第2項の「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当することを記載することとする旨説明があった。また、配達原簿は、データベース化されており、個人情報保護法により個人データとして保護を受ける対象にもなること、検討会報告書案において、その内容にも言及することとしたいと説明があった。
- 日本郵便のデータ活用を促進するに当たっては、ガバナンスの確保が前提となる旨を、検討会の報告書に記載するべきある。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第7回）
議事概要

1 日時：令和4年5月11日（水）13:00～15:00

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

・構成員

中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、翼構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

・オブザーバー

日本郵政株式会社 大角DX推進室長

日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長

上原経営企画部調査室長

小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長

西嶋オペレーション改革部長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官

内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

・総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長

情報流通常行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、

寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）

4 議事次第

(1) 事務局 説明 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子（案）

(2) 意見交換

5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- 事務局より、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子案について説明があった。
- 構成員より、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子案について以下のとおり意見が表明された。
 - ・受託調査業務における留意点にて、委託元が信書の秘密を取得することとならないようとする措置の例について、具体的にどのような処理を行うのかが読み取れるよう記載すべきではないか。
 - ・テレマティクス端末Dcat（配達コミュニケーション支援ツール）によりデータベース化しているデータ（速度情報、位置情報、走行軌跡、配達時間等）について、

現状の収集状態を把握するためにより具体的に記載するべきではないか。

- ・日本郵政・日本郵便の取組におけるデータガバナンス体制の構築について、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」も参考すると良いのではないか。
- ・「郵便局データ活用ロードマップ」推進のために創設する総務省の「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」は、行政と有識者のみならず、消費者を加えることが重要である。また、アドバイザリーボードは、受け身のスタンスではなく、日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ等を行なう形が望ましい。
- ・日本郵政グループに立ち上げる予定のデータガバナンスWG（仮称）にて主体的に計画して進め、総務省のアドバイザリーボードが必要に応じてアドバイスをするという構造であることを、報告書骨子案の段階で明確にするべき。
- ・巨大な組織である日本郵政グループはプラットフォームとしての責任があるため、行政の関与をどのように考えていくか、外部からのモニタリングの仕組みの構築が進んでいる通信分野も参考にしつつ、検討するべき。
- ・データ活用自体がこれから本格的に始まるところであるため、総務省のアドバイザリーボードは、データプロテクションの方向性も含めた形での能動的なモニタリング機能をある程度持たせた方が良いのではないかという印象。
- ・郵便事業者は、経済安全保障推進法上の特定社会基盤事業者に該当するなど、郵便事業は法的にも重要なインフラに位置づけられている。
- ・オプトインについては、同意を形式的に取れば良いわけではなく、ユーザーに対する丁寧な説明やユーザビリティも重要である。
- ・NPOとして郵便局データの活用の意義は大きく、公的要請に応えるデータ活用について、NPO等との連携についても報告書に記載することが望ましい。
- ・スマートシティを推進するには、オプトインでのデータの同意の取得は必須であり、報告書で触れることで前に進むのではという印象。
- ・日本郵政・日本郵便の取組については、関係団体を含め、取り組む主体、いつまで、どういうレベルまで、どのような順番で取り組むのか等を明確にすることが、実務を進める上で重要となる。
- ・デジタル社会形成整備法第51条施行後（令和5年4月1日予定）は、地方公共団体にも個人情報保護法が適用されることとなるため、留意する必要がある。
- ・情報銀行等データプラットフォーマーとしてのデータビジネスについては、段階論も重要である一方、スマートシティのような取組も含めて、社会的な責任もある日本郵政グループには積極的な役割を果たして欲しいという期待もあるため、消極的になりすぎず、日本郵政グループの独自の役割を反映した形で実現していく

くのが良いのではないか。

- ・情報銀行はオプトインモデルが前提である一方、今回議論があった税の滞納整理や弁護士会照会といったオプトインとはならない公益目的でのデータ利用もあるため、オプトインモデルについてはしっかりと区別する必要がある。
 - ・郵政事業は民営化したものの、インフラである性質に変わりはないため、データの利活用と保護については、法的に監督する立場として行政の関与は遠慮なくできるのではないか。
 - ・本報告書は、検討会及び WG の委員が何を政府に提言するのかが重要である。取りまとめに向けて、報告書骨子案に挙げられている総務省の取組に過不足がないか、それらはどのように素早く実装できるか等に着目して進めていきたい。
- 総務省郵政行政部長より、日本郵政グループの信頼回復に向けたコンプライアンスやガバナンスの態勢強化については、別に立ち上げている「郵政行政モニタリング会合」の中で、本報告書の信頼回復に係る記載部分も踏まえて、引き続き適切に取り組んでいく旨の発言があった。
- 日本郵政グループより、データガバナンス WG（仮称）の短期的なミッションは、ブレーキ機能としてグループ内の規程類や社内の体制を整備することである旨説明があった。また、オプトインモデルについては、インセンティブやキラーコンテンツ等の顧客に同意いただく理由が必要であること、データを利用することについて合理性があり社会的受容性にも十分配慮されていることを前提に検討を進める旨の発言があった。

(以上)